

千葉労働局発表
令和6年8月5日

【照会先】

千葉労働局労働基準部賃金室
室長 矢次 順治
室長補佐 坂元 麻理子
(電話) 043-221-2328

報道関係者 各位

千葉県最低賃金の50円の引上げを答申

千葉地方最低賃金審議会（会長：大澤克之助）は、千葉労働局長（局長：岩野剛）に対し、千葉県最低賃金を50円引き上げ、時間額1,076円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 1 本年7月4日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会に対して諮問を行った千葉県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、本日（8月5日）、現行の最低賃金の時間額1,026円を50円引き上げ（引上げ率4.87%）、1,076円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 今後は、この答申を受け、異議申出の公示等の諸手続を経て、千葉県最低賃金額が決定されることとなります。
改正額の効力発生日は、現時点では令和6年10月1日が見込まれます。

<参考1：最低賃金について>

○ 千葉県最低賃金について

地域別最低賃金である千葉県最低賃金は、産業、職種、常用・臨時・パート等の属性、年齢等にかかわらず、千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。千葉県最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は、最低賃金法第4条違反として罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

○ 特定最低賃金について

特定最低賃金は、地域別最低賃金とは別に、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要であると認めた業種に設定されます。

千葉県においては、現在、7つの業種について設定がなされていますが、千葉県最低賃金額よりも高いものは、「鉄鋼業」と「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の2業種となっております。

○ 最低賃金に算入されない賃金

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

<参考2：最近5年間の千葉県最低賃金の改正状況>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低時間額	923円	925円	953円	984円	1,026円
引上げ額	28円	2円	28円	31円	42円
対前年度引上げ率	3.13%	0.22%	3.03%	3.25%	4.27%

<参考3：各種支援施策について>

○ 業務改善助成金

厚生労働省では、最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、「業務改善助成金」の活用を推進しています。（別添1リーフレット参照）

○ 「千葉働き方改革推進支援センター」

千葉労働局委託事業として、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談ができる「千葉働き方改革推進支援センター」（電話0120-174-864）を設置しています。同センターでは、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援として、生産性向上に向けた取組や、上記助成金を含めた申請の相談等を行っています。（別添2リーフレット参照）

○ その他最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策（別添3リーフレット参照）

令和6年8月5日

千葉労働局長
岩野 剛 殿

千葉地方最低賃金審議会
会長 大澤 克之助

千葉県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月4日付け千労発基 0704 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり
の結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、令和4年10月1日改正発効の千葉県最低賃金（時間額984円）は、令和4年度の千葉県の生活保護水準を下回っていなかったことを
申し添える。

なお、別添「千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書」の別紙3により、賃
上げに伴う各種支援等に関する政府への要望が取りまとめられたので、併せて報
告する。

千葉県最低賃金

1 適用する地域

千葉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,076円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年10月1日

千葉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 千葉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 984 円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19 歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和3年度

(3) 生活保護水準

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の千葉県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 108,634 円。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、千葉県最低賃金が生活保護水準を上回っている。

(注) 1か月換算額

 $953 \text{ 円 (千葉県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1か月平均法定労働時間数)}$ $\times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 138,012 \text{ 円}$

※ 0.807は、佐賀県の令和4年度最低賃金額853円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

千葉県では、令和6年1月19日に開催された「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」において【「適切な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現」ちば共同宣言】（別添参照）が採択され、県内企業の持続的な賃上げを実現するため、適切な価格転嫁及び生産性向上に向けた取組を行っているところである。

こうした中、政府においても次の事項について、継続的に取り組むよう強く要望する。

1 価格転嫁対策について

サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請法の執行強化及び下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。

また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。

さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。

加えて、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

2 生産性向上の取組に対する支援について

政府が行う生産性向上の取組みに対する支援策については、多くの企業

が各種の助成金等を受給し賃上げを実現できるよう、より一層の強化を求める。

特に「業務改善助成金」については、支給対象となる事業場を拡大し、最低賃金引き上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう具体的事例も活用した周知・徹底を行うとともに、当該事業者から申請を受けた際は速やかな支給に努めること。

加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援する「キャリアアップ助成金」「働き方改革推進支援助成金」「人材確保等支援助成金」等について、「賃上げ」を支援する観点から賃上げ加算等を充実させ、「業務改善助成金」とともにパッケージとして利用促進に向けた周知徹底を要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。

加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要であり、また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

3 いわゆる「年収の壁」問題の抜本的解消について

いわゆる「年収の壁」問題を抱える労働者は、最低賃金が引き上げられることでさらなる就労制限等が生じ、より労働時間を減らすことになり、労働者の実質的な所得向上につながっていない上に、人材不足が指摘される中、他の労働者へのしわ寄せが顕著になっているなど、労使双方から各

種制度の改善を要望する「生の声」が届いている。

こうした労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、政府においては、「年収の壁・支援強化パッケージ」の内容強化及びその活用をさらに促進させるのはもちろんのこと、税及び社会保障制度の抜本的な見直しを検討するよう強く要望する。

以 上

「適切な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現」 ちば共同宣言

エネルギー・原材料価格の高騰や人手不足が、企業の事業活動に大きな影響を及ぼす中、持続可能な地域経済を構築するためには、企業の成長、賃上げ、消費拡大という好循環を生み出していく必要がある。

しかしながら、特に雇用の約7割を占める中小企業においては、物価高騰によるコスト上昇分が取引価格に十分反映できていないことなどから、賃上げを持続的なものとするのが難しい状況となっている。

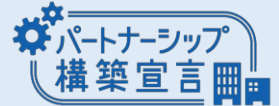
このため、サプライチェーンを構成する全ての企業が賃上げを持続的に行うことができるよう、労務費を含む適切な価格転嫁を進めるとともに、併せて、各企業において、働き方改革や業務効率化の一層の推進、働き手のスキルアップ等に取り組み、生産性を向上させていくことが重要である。

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議は、適切な価格転嫁と生産性向上を促進し、県内企業の持続的な賃上げを実現するため、次の事項について連携・協力して取り組むことを宣言する。

1 適切な価格転嫁に向けて、以下の取組を促進します。

ア 労務費・原材料価格・エネルギーコスト等の上昇分を適切に取引価格に反映するため、積極的に価格協議を行うこと

イ 企業間取引の適正化によるサプライチェーン全体の付加価値向上と共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」に取り組むこと



ウ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、発注者・受注者が採るべき行動・求められる行動を遵守すること

2 生産性向上に向けて、以下の取組を促進します。

ア 働き手一人ひとりの意欲を高め、能力を十分発揮できるよう、働き方改革や業務効率化を一層推進すること

イ 働き手のスキルアップに向けて、人材育成やリスクリングを推進すること

令和6年1月19日

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

千葉県	(一社) 千葉県経営者協会	千葉県社会保険労務士会
千葉市	千葉県中小企業団体中央会	千葉県税理士会
千葉県市長会	(一社) 千葉県商工会議所連合会	千葉県よろず支援拠点
千葉県町村会	千葉県商工会連合会	千葉産業保健総合支援センター
関東経済産業局	(一社) 千葉県経済協議会	千葉働き方改革推進支援センター
千葉労働局	千葉県経済同友会	(株) 千葉銀行
	(一社) 千葉県中小企業家同友会	千葉信用金庫
	日本労働組合総連合会千葉県連合会	

令和6年8月5日

千葉地方最低賃金審議会
会長 大澤 克之助 殿

千葉地方最低賃金審議会
千葉県最低賃金専門部会
部会長 大澤 克之助

千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月4日、千葉地方最低賃金審議会において付託された千葉県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり、令和4年10月1日発効の千葉県最低賃金（時間額984円）は令和4年度の千葉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

本報告に当たっては、別紙3のとおり賃上げに伴う各種支援等に関する政府への要望を取りまとめたので、併せて報告する。

なお、最終的に本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

大澤 克之助 下田 健人 村上 典子

(労働者代表委員)

岡田 麻美 中島 正敏 野田 泰造

(使用者代表委員)

池田 成樹 坂元 晋二 高橋 秀穂 (五十音順)

千葉県最低賃金

1 適用する地域

千葉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,076円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年10月1日

千葉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 千葉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 984 円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19 歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和3年度

(3) 生活保護水準

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の千葉県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 108,634 円。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、千葉県最低賃金が生活保護水準を上回っている。

(注) 1か月換算額

984 円 (千葉県最低賃金) × 173.8 (1か月平均法定労働時間数)

× 0.807 (可処分所得の総所得に対する比率※) = 138,012 円

※ 0.807 は、佐賀県の令和4年度最低賃金額 853 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

千葉県では、令和6年1月19日に開催された「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」において【「適切な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現」ちば共同宣言】（別添参照）が採択され、県内企業の持続的な賃上げを実現するため、適切な価格転嫁及び生産性向上に向けた取組を行っているところである。

こうした中、政府においても次の事項について、継続的に取り組むよう強く要望する。

1 価格転嫁対策について

サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請法の執行強化及び下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。

また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。

さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。

加えて、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

2 生産性向上の取組に対する支援について

政府が行う生産性向上の取組みに対する支援策については、多くの企業

が各種の助成金等を受給し賃上げを実現できるよう、より一層の強化を求める。

特に「業務改善助成金」については、支給対象となる事業場を拡大し、最低賃金引き上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう具体的事例も活用した周知・徹底を行うとともに、当該事業者から申請を受けた際は速やかな支給に努めること。

加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援する「キャリアアップ助成金」「働き方改革推進支援助成金」「人材確保等支援助成金」等について、「賃上げ」を支援する観点から賃上げ加算等を充実させ、「業務改善助成金」とともにパッケージとして利用促進に向けた周知徹底を要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。

加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要であり、また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

3 いわゆる「年収の壁」問題の抜本的解消について

いわゆる「年収の壁」問題を抱える労働者は、最低賃金が引き上げられることでさらなる就労制限等が生じ、より労働時間を減らすことになり、労働者の実質的な所得向上につながっていない上に、人材不足が指摘される中、他の労働者へのしわ寄せが顕著になっているなど、労使双方から各

種制度の改善を要望する「生の声」が届いている。

こうした労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、政府においては、「年収の壁・支援強化パッケージ」の内容強化及びその活用をさらに促進させるのはもちろんのこと、税及び社会保障制度の抜本的な見直しを検討するよう強く要望する。

以 上

「適切な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現」 ちば共同宣言

エネルギー・原材料価格の高騰や人手不足が、企業の事業活動に大きな影響を及ぼす中、持続可能な地域経済を構築するためには、企業の成長、賃上げ、消費拡大という好循環を生み出していく必要がある。

しかしながら、特に雇用の約7割を占める中小企業においては、物価高騰によるコスト上昇分が取引価格に十分反映できていないことなどから、賃上げを持続的なものとするのが難しい状況となっている。

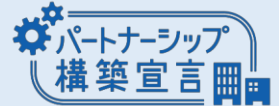
このため、サプライチェーンを構成する全ての企業が賃上げを持続的に行うことができるよう、労務費を含む適切な価格転嫁を進めるとともに、併せて、各企業において、働き方改革や業務効率化の一層の推進、働き手のスキルアップ等に取り組み、生産性を向上させていくことが重要である。

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議は、適切な価格転嫁と生産性向上を促進し、県内企業の持続的な賃上げを実現するため、次の事項について連携・協力して取り組むことを宣言する。

1 適切な価格転嫁に向けて、以下の取組を促進します。

ア 労務費・原材料価格・エネルギーコスト等の上昇分を適切に取引価格に反映するため、積極的に価格協議を行うこと

イ 企業間取引の適正化によるサプライチェーン全体の付加価値向上と共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」に取り組むこと



ウ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、発注者・受注者が採るべき行動・求められる行動を遵守すること

2 生産性向上に向けて、以下の取組を促進します。

ア 働き手一人ひとりの意欲を高め、能力を十分発揮できるよう、働き方改革や業務効率化を一層推進すること

イ 働き手のスキルアップに向けて、人材育成やリスクリングを推進すること

令和6年1月19日

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

千葉県	(一社) 千葉県経営者協会	千葉県社会保険労務士会
千葉市	千葉県中小企業団体中央会	千葉県税理士会
千葉県市長会	(一社) 千葉県商工会議所連合会	千葉県よろず支援拠点
千葉県町村会	千葉県商工会連合会	千葉産業保健総合支援センター
関東経済産業局	(一社) 千葉県経済協議会	千葉働き方改革推進支援センター
千葉労働局	千葉県経済同友会	(株) 千葉銀行
	(一社) 千葉県中小企業家同友会	千葉信用金庫
	日本労働組合総連合会千葉県連合会	

令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が898円
→助成率9/10

○8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

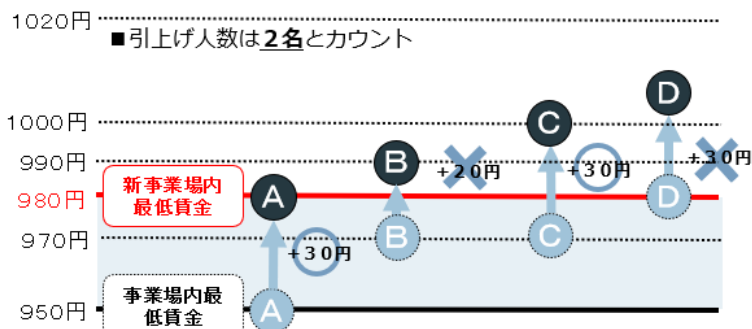
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

<事業場内最低賃金とは? >

事業場で最も低い時間給を指します。
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方のた事例を集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていた



PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]



PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>



配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に軽減

<導入後>



さらなる工夫
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客が目行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時は2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込み時間や時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>



車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>



実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

対象!

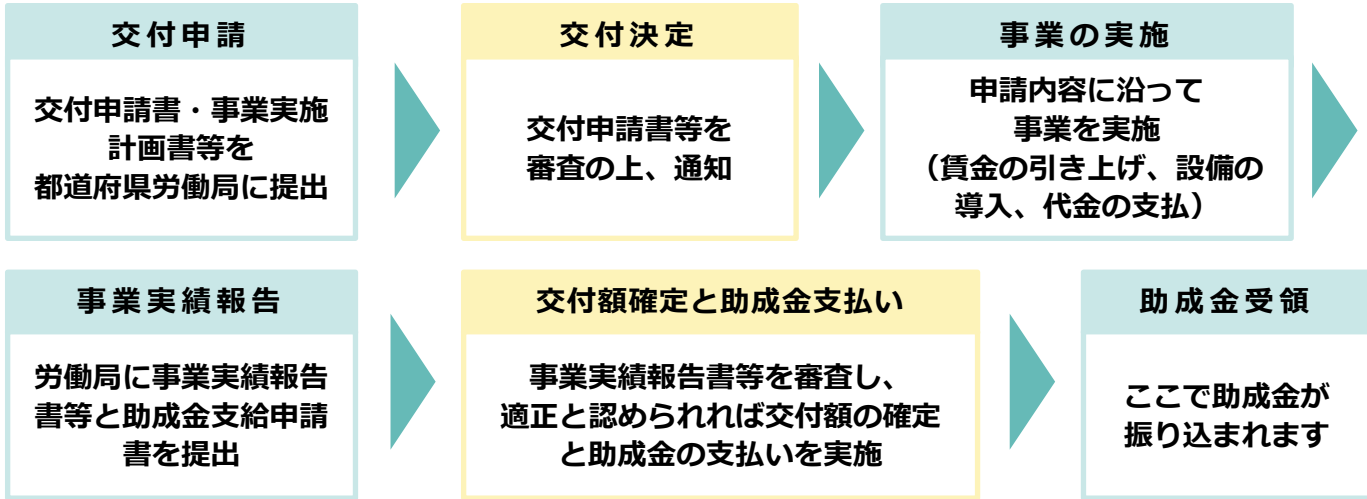
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から**同一事業場の申請は年1回まで**となりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・従業員の待遇改善への対応はお済みですか？

(厚生労働省 千葉労働局 委託事業)

千葉働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**で**ご支援**いたします。

悩める経営者のチカラになります！



特に、以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- ✓ 時間外労働・休日労働
- ✓ 人手不足対応（生産性の向上）
- ✓ 36 協定・就業規則の見直し
- ✓ ハラスメント対策
- ✓ パート、アルバイト、派遣の「同一労働・同一賃金」
- ✓ 各種助成金の活用

※これらは相談事例の一部です。労務管理全般のご相談もお受けします

当センターではご要望に応じ、
労務管理全般について、専門家が無料で
以下の支援をお手伝いしています。

ワンストップ 無料相談

個別企業訪問

ご希望日に専門家が貴社を訪問
またはオンライン対応にて、
課題解決に向けた支援を行います。

セミナー・講師派遣

お気軽にご参加いただける
WEB セミナーやご要望に応じた
セミナー講師派遣を実施しています。

常駐相談

当センター内で、電話・メール・
来所による相談を行っています。

※オンライン(zoom 使用)でのご相談、セミナー開催も対応しています。

千葉働き方改革推進支援センター

Web ページ



<https://hatarakikatalkaika.mhlw.go.jp/consultation/chiba/>

受付時間

平日 9:00 ~ 18:00

〒260-0013
千葉市中央区中央 4-13-10
千葉県教育会館 7F

電話

0120-174-864

E-mail

chiba@task-work.com

ファックス

043-202-2862



裏面は無料出張相談申込票になっております。FAX または E-mail でもお申込みいただけます。



専門家による無料出張相談 申込票

千葉働き方改革推進支援センター 宛

043-202-2862

申込日： 年 月 日

E-Mailの方は、chiba@task-work.com へ下記内容をお送りください。

会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
所在地	〒 -		
ご担当者氏名		担当部署 ・役職	/
電 話	() -	() -	
メールアドレス	@		
相談希望日時 <small>(専門家を選定しますので、1～2週間後で日程設定ください。)</small>	(○月○日 午前、午後、一日中 等の記載も可です。専門家と後日調整 <input checked="" type="checkbox"/> でも結構です)		
	第1希望	月 日 /	時 から
	第2希望	月 日 /	時 から
	<input type="checkbox"/> 専門家と後日調整		
相談内容 <small>(最大2つまで <input checked="" type="checkbox"/> チェックして下さい)</small>	<input type="checkbox"/> 生産性向上・業務の効率化 <input type="checkbox"/> 給与体系・就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 時間外労働、36 協定 <input type="checkbox"/> 人材不足対応(育成含む) <input type="checkbox"/> 外国人、高齢者の雇用 <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> ハラスメント対策 <input type="checkbox"/> 助成金全般 <input type="checkbox"/> パート、アルバイト、派遣社員の「同一労働同一賃金」 <input type="checkbox"/> 育児・介護休業の整備 <input type="checkbox"/> 有給休暇 <input type="checkbox"/> その他(
	特に相談したい内容をご記入ください。		

ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

〒260-0013 千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館 7F
☎ 0120-174-864 ☎ 043-202-2862 ✉ chiba@task-work.com
千葉働き方改革推進支援センター

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画

検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）		経営強化税制	検索
問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）			
中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。			(⑥と同じ)

⑧ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金		ものづくり補助金	検索
問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-3821-7013（10:00～17:00 土日祝日及び12/29～1/3を除く）			
生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。			


⑨ 小規模事業者持続化補助金		持続化補助金	検索
問い合わせ先：＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞ 全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞ 電話：03-4330-3480			
小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。	(商工会地区) 	(商工会議所地区) 	


⑩ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金		IT 導入補助金	検索
問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-376			
中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。			


⑪ 事業承継・引継ぎ補助金		事業承継・引継ぎ補助金	検索
問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 (経営革新事業)：050-3000-3550 (専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠)：050-3000-3551			
事業承継・M&A 後の経営革新（設備投資や販路開拓等）に係る費用、M&A 時の専門家活用に係る費用、事業承継 M&A に伴う廃業等に係る費用（原状回復費等）を支援します。			


3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑫ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン		下請ガイドライン	検索
問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669			
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。			


<p>⑬ パートナーシップ構築宣言</p> <p>問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765 <「宣言」の提出・掲載について> (公財)全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688</p> <p>下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。</p>	<p>パートナーシップ構築宣言</p>	<p>検索</p> 
--	---------------------	---


<p>⑭ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針</p> <p>問い合わせ先： 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 電話：03-3581-3378</p> <p>労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。</p>	<p>価格転嫁指針</p>	<p>検索</p> 
--	---------------	---

<p>⑮ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」</p> <p>問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669</p> <p>「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。</p>	<p>官公需基本方針</p>	<p>検索</p> 
---	----------------	---


<p>⑯ 官公需情報ポータルサイト</p> <p>問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669</p> <p>国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。</p>	<p>官公需ポータルサイト</p>	<p>検索</p> 
---	-------------------	---


4. 資金繰りに関する支援


<p>⑰ セーフティネット貸付制度</p> <p>問い合わせ先： 日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795</p> <p>一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。</p>	<p>セーフティネット貸付</p>	<p>検索</p> 
---	-------------------	---


<p>⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）</p> <p>問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店</p> <p>小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。</p>	<p>マル経融資</p>	<p>検索</p> 
--	--------------	---

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援


<p>⑲ 建設事業主等に対する助成金</p> <p>問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク</p> <p>中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。</p>	<p>建設事業主等に対する助成金</p>	<p>検索</p> 
--	----------------------	---


⑳ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	<input type="text" value="人材確保等支援助成金"/> <input type="button" value="検索"/>
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。	


㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	<input type="text" value="地域雇用開発助成金"/> <input type="button" value="検索"/>
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。	


㉒ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	<input type="text" value="人材開発支援助成金"/> <input type="button" value="検索"/>
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。	

6. 相談窓口

㉓ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	<input type="text" value="よろず支援拠点"/> <input type="button" value="検索"/>
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。	

㉔ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	<input type="text" value="下請かけこみ寺"/> <input type="button" value="検索"/>
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。	

㉕ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	<input type="text" value="働き方改革 特設サイト"/> <input type="button" value="検索"/>
全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。	

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	<input type="text" value="ミラサポ plus"/> <input type="button" value="検索"/>
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。	

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>

都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

